

大崎町求職者等農業雇用推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により休職等を余儀なくされた労働者、求職者その他の者（以下「労働者等」という。）の生活の維持並びに農業経営体の労働力不足の解消及び経営の安定を図り、本町の農業の持続的な発展に寄与するため、労働者等を雇用した農業経営体が大崎町求職者等農業雇用推進事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、大崎町補助金交付規則（昭和56年大崎町規則第10号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農作業等 農産物の生産、加工等に関する作業をいう。
- (2) 補助事業者 大崎町暴力団排除条例（平成24年大崎町条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員ではない者であって、かつ次のいずれかに掲げるものとする。
 - ア 町内に住所を有する農業者
 - イ 町内に住所を有する農業者が組織する団体
 - ウ 町内に本社又は主たる事務所を有する農業法人
- (3) 作業員 農作業等に従事する者で、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。
 - ア 休職中の者で雇用主から副業が認められた者、解雇された者又はその他求職中の者
 - イ 補助事業者に平成31年4月1日から令和元年12月31日までの期間に雇用されていない者
 - ウ 補助事業者又は補助事業者の構成員の3親等以内の親族でない者
 - エ 雇用日数が7日間以上である者
 - オ 他の公的制度による賃金の補助を受けていない者

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が、作業員を雇用し、農作業等に従事させる事業で次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により求職中である作業員を補助事業者が雇用した場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により人手不足の補助事業者が作業員を雇用した場合

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、令和3年4月1日から令和4年1月31日までとする。

(補助金の額)

第5条 補助事業者に交付する補助金の額は、作業員に支払う賃金の実支出額の合計額の2分の1に相当する額（当該相当する額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。ただし、作業員1人につき1日当たり3,000円を上限とし、1補助事業者当

たり 1,800,000 円を上限とする。)とし、算定期間は作業員 1 人につき最長 6 ヶ月間 (原則 1,000 時間以内) を上限とする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。)は、大崎町退職者等農業雇用推進事業補助金交付申請書 (別記第 1 号様式) に、次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 離職票又は雇用保険受給資格者証等の離職理由が分かる書類の写し (新型コロナウイルス感染症拡大の影響により求職中である作業員を補助事業者が雇用した場合)
 - (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により人手不足の補助事業者の確認資料 (別記第 2 号様式) (補助事業者が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている場合)
 - (3) 滞納のない証明書 (新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により納税が困難な方に対する地方税における猶予を受けている場合を除く)
 - (4) 副業の許可に関する書類 (雇用する作業員が副業者の場合)
 - (5) 労働者災害補償保険又は傷害保険に加入していることが分かる書類の写し
 - (6) 雇用契約書又は労働条件通知書等の作業員を雇用したことが分かる書類の写し
 - (7) 作業員の本人の身分を証する書類の写し
 - (8) 組織及び運営に関する規約等の写し (団体又は農業法人が申請する場合に限る)
 - (9) その他町長が必要と認める書類
- (交付決定)

第 7 条 町長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定をしたときは、大崎町求職者等農業雇用推進事業補助金交付決定通知書 (別記第 3 号様式) を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 8 条 前条の規定による交付決定の通知を受けた申請者 (以下「交付対象者」という。)は、大崎町求職者等農業雇用推進事業補助金交付請求書 (別記第 4 号様式) に、次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 領収書、受領証等賃金の支払を証明するものの写し
- (2) 作業員が農作業等に従事した日数、時間及び支払額が分かる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第 9 条 町長は、前条の規定による請求があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付するものとする。

(変更申請)

第 10 条 交付対象者は、第 7 条の規定による交付決定の後において、申請の内容に変更が生じたときは、速やかに大崎町求職者等農業雇用推進事業補助金変更交付申請書 (別記第 5 号様式) に変更等が生じたことを証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、補助対象経費の合計額の 20 パーセント以内の減については、変更を要しないものとし、雇用人数の増減については計画の変更を要するものとする。雇用人数の増については、第 6 条に掲げる第 1 号から第 9 号の書類のうち第 3 号及び第 8 号を除く書類を添付するものとする。

2 町長は、前項の変更申請があったときは、第7条の規定に準じ、交付決定を行うものとする。

(決定の取消し)

第11条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他、町長が相当の理由があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その旨を受給者に通知する。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に支払った補助金の全部又は一部について、期限を定めて当該交付対象者に対し、その返還を求めることができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の返還請求をするときは、大崎町求職者等農業雇用推進事業補助金返還請求書（別記第6号様式）により行う。

3 前項の規定により家賃補助金の返還の請求を受けた交付対象者は、当該補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

大崎町長 様

申請者 住所
氏名（名称・代表者）
電話番号

大崎町求職者等雇用推進事業補助金交付申請書

大崎町求職者等雇用推進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請事由（該当する番号を選択）	1	新型コロナウイルス感染症 拡大の影響により求職中である 作業員を雇用した補助事業者
	2	新型コロナウイルス感染症 拡大の影響により人手不足の補 助事業者
2 申請する作業員数	名	
3 申請金額（賃金の実支出額×1/2（1日 当たり1人3,000円上限，1補助事業者当 たり1,800,000円上限，1円未満の端数は 切捨て）	円	
4 補助期間	補助を申請する期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 月）
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 離職票又は雇用保険受給資格者証等の離職理由が分かる書類の 写し（新型コロナウイルス感染症拡大の影響により求職中である 作業員を補助事業者が雇用した場合） <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により人手不足の補助事 業者の確認資料（別記第2号様式）（補助事業者が新型コロナウ イルス感染症拡大の影響を受けている場合） <input type="checkbox"/> 滞納のない証明書 <input type="checkbox"/> 副業の許可に関する書類（雇用する作業員が副業者の場合）	

	<input type="checkbox"/> 労働者災害補償保険又は傷害保険に加入していることが分かる書類の写し <input type="checkbox"/> 雇用契約書又は労働条件通知書等の作業員を雇用したことが分かる書類の写し <input type="checkbox"/> 作業員の本人の身分を証明する書類の写し <input type="checkbox"/> 組織及び運営に関する規約の写し（団体又は農業法人が申請する場合に限る）
--	--

6 作業員一覧

1	(カナ) 氏名	住所	求職事由（下記から選択）
	生年月日（年齢） S・H 年 月 日（ ）	雇用期間 年 月 日～ 年 月 日	賃金実支出額（日当または時給） 円
2	(カナ) 氏名	住所	求職事由（下記から選択）
	生年月日（年齢） S・H 年 月 日（ ）	雇用期間 年 月 日～ 年 月 日	賃金実支出額（日当または時給） 円
3	(カナ) 氏名	住所	求職事由（下記から選択）
	生年月日（年齢） S・H 年 月 日（ ）	雇用期間 年 月 日～ 年 月 日	賃金実支出額（日当または時給）

求職事由 ア 休職中で雇用主から副業が認められた者 イ 解雇された者
ウ その他求職中の者

【確認事項】

- 当該作業員は、平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの期間に雇用されていない者です
- 当該作業員は、申請者（補助事業者及び補助事業者の構成員）の 3 親等以内の家族ではありません
- 当該作業員は、雇用日数が 7 日間以上あります
- 他の公的制度による賃金の補助を受けていません

賃金実支出額は、交通費等の賃金以外は含まず、社会保険料等を控除する前の金額です

大崎町暴力団排除条例に規定する暴力団員ではありません

上記の確認事項について、相違ないことを証明します。

署名欄	
-----	--

別記

第2号様式（第6条関係）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により人手不足の事業者の確認資料

申請者 氏名（名称・代表者）（ ）

- ①新型コロナウイルス感染症拡大の影響前（ 年 月時点）雇用者数（ 名 ）
 ②新型コロナウイルス感染症拡大の影響後（ 年 月時点）雇用者数（ 名 ）

経営状況（年間）	新型コロナウイルス感染症拡大の影響前（ 年）	新型コロナウイルス感染症拡大の影響後（ 年）
③作目		
④経営面積	a	a
⑤生産量	k g	k g
⑥収入	円	円

備考

1 ①には、影響前の平成31年1月から令和元年12月までのいずれかの月を記入し、②には、影響後の令和2年1月以降のいずれかの月を記入する。ただし、①及び②の月は合わせること。

2 ③～⑥には、1年間の経営状況について記載する。ただし、影響後の収入が経営全体で高くなる場合は、品目ごとに記載すること。

【添付書類】

- 申請者が個人の場合は、確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書（青色申告の場合）、農業法人の場合は、確定申告書別表一及び法人事業概況説明書（両面）を、影響前の年及び影響後の年の分添付すること。
- 影響前及び影響後の雇用者数を確認できる書類（従業員一覧、賃金の支払状況確認表等）を添付すること。

別記

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大崎町長

大崎町求職者等農業雇用推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった下記補助金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金名称 大崎町求職者等農業雇用推進事業補助金
- 2 交付決定額 円

別記

第4号様式（第8条関係）

大崎町求職者等農業雇用推進事業補助金交付請求書

年 月 日

大崎町長 様

請求者 住所
氏名（名称・代表者）

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、大崎町求職者等農業雇用推進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 添付書類

- (1) 領収書、受領証等賃金の支払を証明するものの写し
- (2) 作業員が農作業等に從事した日数、時間及び支払額が分かる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

【補助金の振込口座】

金融機関の名称
本店・支店の名称
種別
口座番号
口座名義

別記

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

大崎町長 様

申請者 住所
氏名（名称・代表者）
電話番号

大崎町求職者等農業
雇用推進事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった大崎町求職者等農業雇用推進事業補助金について、下記のとおり変更事由が生じたので、大崎町求職者等農業雇用推進事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり変更交付申請します。

記

1 変更の事由

2 変更内容

	変 更 前	変 更 後
補助金額	円	円
補助期間	年 月 日から 年 月 日まで 月	年 月 日から 年 月 日まで 月
作業員数	名	名

3 作業員一覧 ※変更箇所について変更前を下段に括弧書きで記載すること

1	(カナ) 氏名	住所	求職事由（下記から選択）
	生年月日（年齢） S・H 年 月 日（ ）	雇用期間 年 月 日～ 年 月 日	賃金実支出額（日当または時給） 円

求職事由 ア 休職中で雇用主から副業が認められた者 イ 解雇された者
ウ その他求職中の者

4 添付書類

- 離職票又は雇用保険受給資格者証等の離職理由が分かる書類の写し（新型コロナウイルス感染症拡大の影響により求職中である作業員を補助事業者が雇用した場合）
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により人手不足の補助事業者の確認資料（別記第2号様式）（補助事業者が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている場合）
※既に提出している場合は必要なし
- 副業の許可に関する書類（雇用する作業員が副業者の場合）
- 労働者災害補償保険又は傷害保険に加入していることが分かる書類の写し
- 雇用契約書又は労働条件通知書等の作業員を雇用したことが分かる書類の写し
- 作業員の本人の身分を証明する書類の写し
- 変更等が生じたことを証する書類（上記の書類で確認できる場合は必要なし）

別記

第6号様式（第12条関係）

大崎町求職者等農業雇用推進事業補助金返還請求書

年 月 日

申請者 住所
氏名

大崎町長

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった大崎町求職者等農業雇用推進事業補助金返還請求書について、大崎町求職者等農業雇用推進事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり返還請求します。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還理由